

資料4 事業者が加入すべき保険

1 建設業務に係る保険

(1) 建設工事保険

ア 保険種別

建設工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

イ 保険内容

建設工事保険とは、建物の建築工事中に発生した工事目的物の損害を担保する。（一部に付帯設備工事、土木工事を含む場合も対象とする。）

ウ 付保条件

- 担保範囲は、本事業の契約対象となるすべての工事を対象とする。
- 保険期間は、着工日から引渡日までの全期間とする。
- 保険契約者は、事業者又は建設企業とする。
- 被保険者は、事業者、設計企業、工事監理企業、建設企業及びそのすべての下請負者（リース仮設材を使用する場合は、リース業者を含む。）、ならびに市を含むものとする。
- 保険金額は、本件工事費（消費税を含む。）とする。
- 建設工事保険の自己負担額は10万円/1事故以下とする。
- 水災、雪災害危険担保とする。

2 維持管理・運營業務等に係る保険

(1) 施設賠償責任保険

ア 保険種別

施設賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

イ 保険内容

本施設の使用、管理及び本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を担保する。なお、維持管理・運営期間中の他の保険と一体となった保険としても差し支えない。

ウ 付保条件

- 担保範囲は、本事業の契約対象となっているすべての施設を対象とする。
- 保険期間は、供用開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。なお、賠償責任保険は、毎1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でも良いものとする。
- 保険契約者は、事業者又は維持管理企業及び運営企業とする。
- 被保険者は、市、事業者、維持管理企業、運営企業及びそのすべての下請負者とする。
- 事業者、維持管理企業及び運営企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- 保険金額は対人：1億円/1名、10億円/1事故以上、対物：2,000万円/1事故以上とする。
- 自己負担額は、なしとする。

(2) 第三者賠償責任保険

ア 保険種別

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

イ 保険内容

本施設の使用、管理の欠陥に起因して派生した第三者（市の職員、来館者、通行者、近隣住民を含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。なお、維持管理・運営期間中の他の保険と一体となった保険としても差し支えない。

ウ 付保条件

- 担保範囲は、本事業の契約対象となっているすべての施設を対象とする。
- 保険期間は、供用開始日から事業契約の終了日までの全期間とする。なお、賠償責任保険は、毎1～3年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でも良いものとする。
- 保険契約者は、事業者又は維持管理企業及び運営企業とする。
- 被保険者は、市、事業者、維持管理企業、運営企業及びそのすべての下請負者とする。
- 事業者、維持管理企業及び運営企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- 保険金額は対人：1億円/1名、10億円/1事故以上、対物：2,000万円/1事故以上とする。
- 自己負担額は、なしとする。